

香川県警察組織規則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年11月18日

香川県公安委員会委員長 川 東 祥 次

香川県公安委員会規則第13号

香川県警察組織規則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則
(香川県警察組織規則の一部改正)

第1条 香川県警察組織規則(平成12年香川県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(広聴・被害者支援課)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律(平成28年法律第73号)</u> <u>第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。</u></p> <p>2 犯罪被害者支援室においては、前項第5号から<u>第8号</u>までに掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>(広聴・被害者支援課)</p> <p>第8条の2 広聴・被害者支援課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>2 犯罪被害者支援室においては、前項第5号から<u>第7号</u>までに掲げる事務をつかさどる。</p>

(香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)

第2条 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則(平成12年香川県公安委員会規則第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																														
<p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">法令等</th> <th style="width: 10%;">条項号</th> <th style="width: 30%;">内容</th> <th style="width: 10%;">公安委員会</th> <th style="width: 10%;">警察本部長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">1～68の13 略</td> </tr> <tr> <td>68の14 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	法令等	条項号	内容	公安委員会	警察本部長	1～68の13 略					68の14 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の	略				<p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">法令等</th> <th style="width: 10%;">条項号</th> <th style="width: 30%;">内容</th> <th style="width: 10%;">公安委員会</th> <th style="width: 10%;">警察本部長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">1～68の13 略</td> </tr> <tr> <td>68の14 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	法令等	条項号	内容	公安委員会	警察本部長	1～68の13 略					68の14 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の	略			
法令等	条項号	内容	公安委員会	警察本部長																											
1～68の13 略																															
68の14 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の	略																														
法令等	条項号	内容	公安委員会	警察本部長																											
1～68の13 略																															
68の14 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の	略																														

上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）

68の15 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）	第10条	国外犯罪被害弔慰金等の申請に関する援助の要求の受理及び援助の実施		○	
	第11条第1項	国外犯罪被害弔慰金等の支給についての裁定	○		
	第12条第2項	国家公安委員会からの情報の受理		○	
	第13条第1項	申請者その他の関係人に対する報告徴収等		○	
	第13条第2項	公務所又は公私の団体に対する報告等の要求		○	
	第13条第3項	申請の却下	○		
	第21条	国家公安委員会からの技術的な助言若しくは勧告又は資料の提出の要求に対する措置（地方自治法第245条の4第1項の読替え適用）			○
			国家公安委員会に対する技術的な助言若しくは勧告又は必要な情報の提供の要求（地方自治法第245条の4第3項の読替え適用）	○	
国家公安委員会からの是正又は改善の指示に対する措置（地方自治		○			

上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）

		法第245条の7第1項 の読替え適用)		
(1) 国外犯 罪被害弔慰 金等の支給 に関する法 律施行規則 (平成28年 国家公安委 員会規則第 23号)	第10条第 1項	国外犯罪被害弔慰金等 の支給についての裁定 又は申請の却下の通知		○
	第10条第 2項	国外犯罪被害弔慰金等 支払請求書の交付		○
	第12条第 2項	申請書に添付すべき書 類の省略		○
69 予算決算及び 会計令(昭和22 年勅令第165号)	略			
70~101 略				
備考 略				

69 予算決算及び 会計令(昭和22 年勅令第165号)	略			
70~101 略				
備考 略				

附 則

この規則は、平成28年11月30日から施行する。